

4 目標の達成に向けた施策

環境目標 低炭素社会の実現により保全する地球環境

基本施策 -1 環境に配慮したエネルギーの利用促進

(1) 現況

今日の環境問題の多くは、社会経済活動に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因しています。

市域における二酸化炭素排出量は、産業部門（製造業など）、家庭部門、運輸部門（自家用含む。）などすべての部門で増加しており、平成 17 年度の総計は、平成 2 年度比で 15.2% 増加しています。部門別の排出量は、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、業務その他部門、家庭部門の順となっています。一方、平成 2 年度からの増加率では、家庭部門が 41.4% と最も高く、次いで業務その他部門の 29.9% となっています。

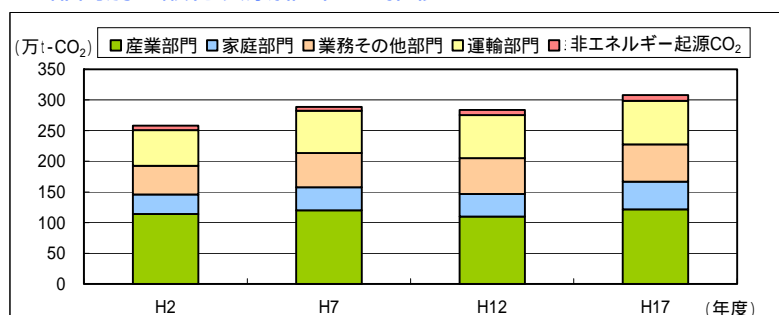
家庭での電気使用量は、ほぼ横ばいで推移しています。工場などの大口契約者を含む電気使用量は、生産施設の稼働率など経済情勢の影響を受けやすいものですが、ここ数年は大きな変動はなく、ほぼ横ばいで推移しています。

廃棄物発電や、太陽光発電などの再生可能エネルギー*（自然エネルギー）の導入総量は、年々増加しており、平成 21 年度には平成 11 年度比で約 6.8 倍となっています。特に、太陽光発電の伸びは大きく、補助件数は、平成 21 年度に平成 11 年度比で約 26.5 倍と大幅に増加しています。

平成 21 年度には「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者と連携して温室効果ガス*の排出削減に取り組んでいます。

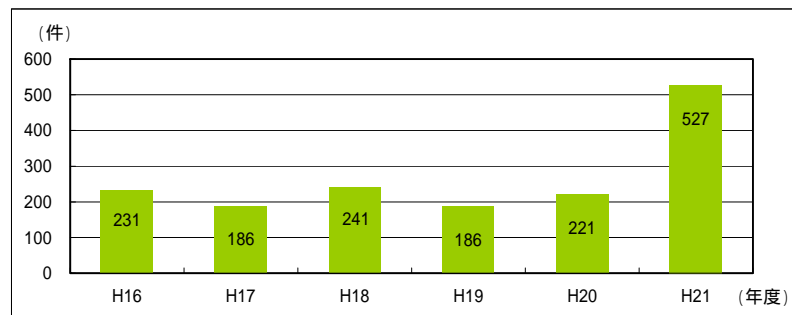
市民を対象としたアンケート調査では、およそ半数の市民が『地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題』に関心があると回答しています。

部門別二酸化炭素排出量の推移



資料:「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」

住宅用太陽光発電システム設置補助件数の推移



資料:「とよはしの環境」

(2) 課題

市民一人ひとり・事業者が高い問題意識を持って、地球にやさしいライフスタイルや事業活動へ転換していく必要があります。

太陽光発電、小水力発電、小型風力発電などの再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入を積極的に進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

公共施設において省エネルギー型の設備や再生可能エネルギー（自然エネルギー）を積極的に導入するほか、公用車への低公害車の導入などを行います。また、啓発活動の一環として、エコファミリー制度や省エネコンテストなどを実施し、家庭・事業所での省エネ対策を促進します。

基本施策 -1 環境に配慮したエネルギーの利用促進

-1-1) 省エネルギーの推進

-1-2) 再生可能エネルギーの利用促進



ハイブリッド収集車



太陽光発電システム設置住宅

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	豊橋市エコアクションプランの推進	市役所の事業活動において、省資源、省エネルギーなど環境への負荷の低減に向けた行動を率先して実行する。
2	公用車への低公害車の計画的導入と利用合理化	公用車について、計画的に低公害車を導入する。また、効率的な利用と環境に配慮した運転の徹底を図る。
3	電気自動車等普及促進事業	電気自動車、急速充電器等を導入・使用するものに対して、その経費の一部を助成する。
4	環境配慮型のごみ収集車の導入	ごみ収集車にハイブリッド車などの環境配慮型の車を導入する。
5	道路や交差点の改良	道路整備や交差点改良等により、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガス排出を抑制する。
6	エコファミリー制度の実施	エコファミリー宣言した世帯を登録し、家庭でできる温暖化対策に取り組んでもらう。
7	省エネコンテストの実施	エコファミリーに登録した世帯を対象に、電気使用量の削減率を競う「省エネコンテスト」を実施し、優秀事例を表彰する。
8	省エネナビの貸し出し制度	市民向けに省エネナビの貸し出しを行い、日頃の生活でどれだけ電気を使用しているのかが実感してもらい、使用量削減のための取り組みの参考としてもらう。
9	省エネ型の道路照明灯・公園照明灯の設置	耐用年数のきた道路照明灯や公園照明灯を、消費電力の少ないナトリウム灯やLED街灯等へ切り替える。
10	ISO14001 規格等認証取得の支援	国際規格ISO14001等の環境マネジメントシステム [*] の認証を取得する中小事業者に対して取得費の一部を助成する。
11	環境負荷低減に取り組む企業の支援	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成する。
12	公共施設における環境配慮型建築の推進	公共施設の建築・改修にあたっては、省エネ型の空調設備や照明設備、再生可能エネルギーを積極的に導入し、環境配慮型の建築物とする。
13	太陽光発電システム設置整備事業	太陽光発電システムの設置者に対して、費用の一部を助成する。
14	バイオマス資源等の利活用の推進	レストラン等の食品残渣のたい肥化、飼料化など、未利用のバイオマス [*] 資源の活用を推進する。また、ホームページで事業者等の提案を募り、事業化への誘導を図る。
15	食用油リサイクルの推進	家庭で不用になった食用油の回収と、食用油から再資源化によって作られるバイオディーゼル燃料(BDF [*])の利用を広く呼びかけるとともに、ダンプカーなどの大型公用車への利用や、農業用機械などへの利用促進に努める。
16	サーマルリサイクル [*] の推進	廃棄物焼却処理の際に発生する熱エネルギーを、発電や蒸気の供給等に利用する。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
エコファミリーの登録件数	1,493 世帯 (H22 年 12 月末)	増加
太陽光発電システム設置量 (住宅、公共施設合計)	9,449kW (H21 年度末)	20,000kW

とよはしエコファミリー制度

市民にエコファミリー宣言をしていただき、地球温暖化対策のために「1人1日1kgのCO₂削減」を目指し、日々の生活の中で簡単にできる省エネルギーや省資源の取り組みを実践していただく制度です。

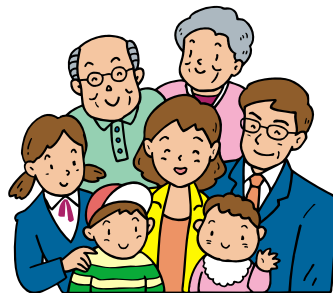
【取り組みの例】

- ・ エアコンの設定温度を控えめにする。
- ・ 必要のない照明は、こまめにスイッチを切る。
- ・ 自動車の発進時にふんわりアクセル「eスタート」をする。
- ・ マイバックを持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ。
- ・ 外出時にはできるだけ徒歩や自転車、公共交通を活用する。

エコファミリー宣言をした家族には、「エコファミリー登録証」や「省エネコンテスト応募用紙」が送られ、省エネコンテストに応募した家族にはもれなくエコグッズが当たるほか、環境に関する各種補助金や貸出制度を利用できる特典があります。

【エコファミリーの特典】(平成 22 年度)

- ・ 生ごみ減量容器購入補助金
- ・ 電動式生ごみ処理機購入補助金
- ・ 電動アシスト自転車購入補助金
- ・ 太陽光発電システム設置補助金
- ・ 電気自動車等導入補助金
- ・ 雨水貯留槽設置補助金
- ・ 電動式生ごみ処理機貸出
- ・ 省エネナビ貸出



基本施策 -2 エコモビリティライフ*の推進

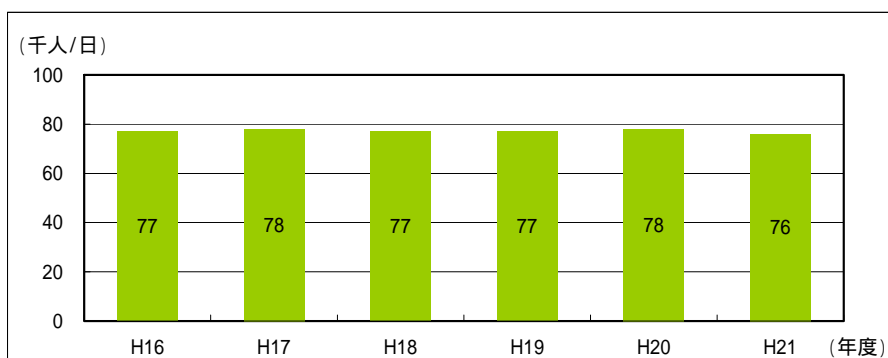
(1) 現 況

自動車交通の増加により生活環境の悪化などが問題となっており、自家用車から公共交通や自転車などへの転換が求められています。

自転車、歩行者に対する安全な交通環境の確保が求められています。

市民を対象としたアンケート調査では、『公共交通や自転車の利用のしやすさ』に対する満足度が低くなっています。

1日当たりの公共交通の利用者数の推移



資料:「豊橋市」

(2) 課 題

環境負荷の少ない交通施策を推進するために、公共交通や自転車の利用を促進する必要があります。

安全な歩行空間の確保や、自転車にやさしい道路環境の整備を行う必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

過度に自動車交通に依存しないよう、既設の公共交通の活性化や地域の特性に応じた移動手段の確保などにより公共交通の利用促進を図るほか、通勤方法を自転車や徒歩などに転換するエコ通勤の推進を行います。

また、自転車道等の整備や安全講習を行うなど、自転車を利用しやすい環境づくりを進めます。

基本施策 -2 エコモビリティライフの推進

-2-1) 公共交通の利用促進

-2-2) 自転車を利用しやすい環境づくりの推進

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	公共交通の利用促進	自家用車の過度な利用から公共交通利用への転換を促すため、市民の意識啓発に努めるとともに、公共交通の利便性の向上を図る。
2	エコ通勤の推進	エコ通勤制度を導入し、市職員の通勤における自動車利用の抑制を推進するとともに、事業者にも取り組んでもらうよう啓発を行う。
3	モーダルシフトの推進	環境への負荷が少ない輸送手段の利用を促進するため、モーダルシフトを推進する。
4	自転車の利用促進	自転車の利用を促進するため、市民の意識啓発に努めるとともに、サイクル&ライド、自転車道等の環境整備を進める。
5	電動アシスト自転車の普及促進	暮らしの中での過度な自動車利用を抑制するため、電動アシスト自転車の普及を促進する。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
1日当たりの公共交通機関利用者数	76千人/日 (H21年度末)	77千人/日
電動アシスト自転車普及台数	845台 (H22年12月末)	増加



電動アシスト自転車



新豊橋駅

環境目標 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境

基本施策 -1 生物多様性の保全

(1) 現況

本市には、石巻山を含む弓張山地、三河山間部を源流とする豊川、遠浅の閉鎖性水域である三河湾、太平洋に接する表浜海岸など、タイプの異なる様々な自然があり、その場所の環境特性に応じた生態系が形成されています。なかでも、湿地性植物の宝庫である葦毛湿原やアカウミガメの産卵地として有名な表浜海岸、シギ・チドリ類などの渡り鳥の渡来地として有名な汐川干潟などは、貴重な自然環境といえます。

石巻山の山頂付近は石巻山石灰岩地植物群落として国指定(昭和27年)の天然記念物に、葦毛湿原は愛知県指定(平成4年)の天然記念物に、幸公園内にあるナガバノイシモチソウ自生地は市指定(平成5年)の天然記念物にそれぞれ指定されています。

環境省のレッドリスト及び愛知県のレッドデータブックに該当する絶滅のおそれのある種を本市域において抽出すると、植物は264種、動物は109種あります。

生態系や農作物に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物*の生息情報があります。

市民を対象としたアンケート調査では、約4割の市民が望むまちの姿として『緑に恵まれ、自然に親しめるまち』と回答しています。一方で、関心がある環境問題で『野生生物や身近な自然環境の減少』と答えた市民は1割に満たず、生物多様性に対する関心は高いとは言えません。

絶滅のおそれのある動植物種数

区分	植 物					
	維管束植物		コケ類		合 計	
	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県
本市での 該当種数	126	228	4	11	130	239
	253		11		264	

区分	動 物							
	哺乳類		鳥類		は虫類		両生類	
	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県
本市での 該当種数	0	7	24	23	2	3	3	6
	7		26		3		6	

区分	動 物									
	淡水魚類		昆虫類		クモ類		陸産貝類		合 計	
	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県	環境省	愛知県
本市での 該当種数	3	1	15	40	2	10	13	13	62	103
	3		40		10		14		109	

注1) 表中の「環境省」及び「愛知県」は、以下に示すとおり。

平成19年10月5日修正版レッドリスト(環境省)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち植物編2009」(愛知県,平成21年)

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち動物編2009」(愛知県,平成21年)

注2) 本市での該当種数下段の値は、環境省と愛知県で重複している種があるため合計とはならない。

(2) 課題

里地里山、湿地湿原、里海など身近な自然環境に生息・生育する動植物の調査を実施し、現状を把握するとともに、生物多様性の保全を図る必要があります。

外来生物のなかには在来生物の生態系だけでなく、農作物や生活環境にも影響を及ぼすものもあるため、外来生物対策を推進する必要があります。

在来生物の保護と生息・生育環境の保全に努めるとともに、市民や事業者に対し、理解と協力を促す必要があります。

貴重な自然環境を将来に継承していくために、国定公園や自然公園、自然環境保全地域などを核とした野生動植物の生息・生育空間の保全・拡充を図る必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

自然環境の現況を把握するための調査や、自然観察会の開催などによる保全啓発に加え、特定外来生物に関連した実態調査や防除などの対策を行います。

基本施策 -1 生物多様性の保全

-1-1) 自然環境の保全とふれあいの推進

-1-2) 特定外来生物対策の推進



アカウミガメ



葦毛湿原観察会



ミカワバイケイソウ

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	自然環境保全基礎調査	地形・地質、植物や動物の分布等に関する総合的な調査を行い、自然環境の現況を把握する。
2	自然環境保全啓発事業	汐川干潟や表浜海岸などにおける自然観察会やスタンプラリー、小学校への訪問授業などを通じ、市民の自然環境保全意識の高揚を図る。
3	アカウミガメ実態調査	アカウミガメの上陸・産卵、ふ化状況などについて調査を行うとともに、保護啓発活動や保護対策の推進を図る。
4	葦毛湿原植生調査	湿原植生分布調査、植生回復実験・追跡調査、植生回復施策、侵出植物調査・除去、観察会等を実施する。
5	ナガバノイシモチソウ植生調査	ナガバノイシモチソウ分布調査、植生変化調査、植生図作成、発芽状況・開花・結実調査、自生地環境整備、自然観察会等を実施する。
6	表浜海岸への車両の乗り入れ規制	アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護及び市民が海岸を利用する上での安全性を確保するため、砂浜への車両の乗り入れを規制する。
7	既存施設改良型エコ・コースト事業	アカウミガメの上陸産卵しやすい環境の整備と海岸保全の調和を図るため、砂浜の既存消波ブロックを背後に緩傾斜堤として移設改良を行う。
8	自然歩道整備事業	豊橋自然歩道の本線及びその両側に沿った各支線の維持管理を実施し、周辺の豊かな自然環境とのふれあいを促進する。
9	自然史資料の収集	動植物や岩石・鉱物、化石等の自然史資料を収集し、市民の生物多様性・自然環境への理解促進や、今後の研究に資するために保管を行う。収集資料はデータベース化し、利用を促進する。
10	特定外来生物への対応	特定外来生物について、市民によって放流・遺棄されることがないように啓発を行うほか、特に市民の生活への影響が懸念される種についての実態調査を行う。また、状況に応じた防除などの対応を進める。

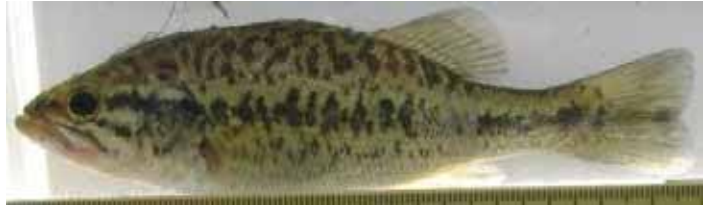
取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
自然環境の保全啓発活動への参加者数	3,487 人 / 年 (H21 年度末)	増加
外来魚を駆除した池数	6 池 (H21 年度末)	30 池

本市で確認された特定外来生物の例

・オオクチバス

北米原産。コクチバスなどとともに通称「ブラックバス」と呼ばれています。釣りの対象魚として人気が高く、全国の湖沼へ無秩序に放流され、急速に分布を拡大しました。肉食性で、食欲が旺盛であるため、在来の魚類や甲殻類の個体数を大幅に減少させるなど、生態系に大きな影響を及ぼしています。本市では池に生息するオオクチバスなどの外来魚を駆除する取り組みを進めています。



・カミツキガメ

北中米原産。ペットとして輸入され、遺棄された個体が関東以西の各地で野生化しています。本市でも、平成18年に柳生川で、平成21年に豊川放水路で捕獲された例があります。最大で体長50cmくらいまで成長しますが、性格は臆病で、こちらから危害を加えない限り襲われることはまずありません。



・ミズヒマワリ

中南米原産。熱帯魚の輸入に伴って移入したと考えられ、国内では平成7年に本市の河川で初めての野生化が確認されました。茎の切れ端などからでも再生するなど、増殖力が極めて強いことから、在来の植物や魚類に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。



・オオキンケイギク

北米原産。明治時代に鑑賞目的で輸入され、現在は全国各地で野生化していますが、在来植物の衰退の要因となるなど、生態系への影響が懸念されます。河川敷や道路法面などに大規模な群落を形成し、黄色い花を一斉に開花させることから、地域の住民に親しまれている場合もあります。



基本施策 -2 森林の保全と利用の促進

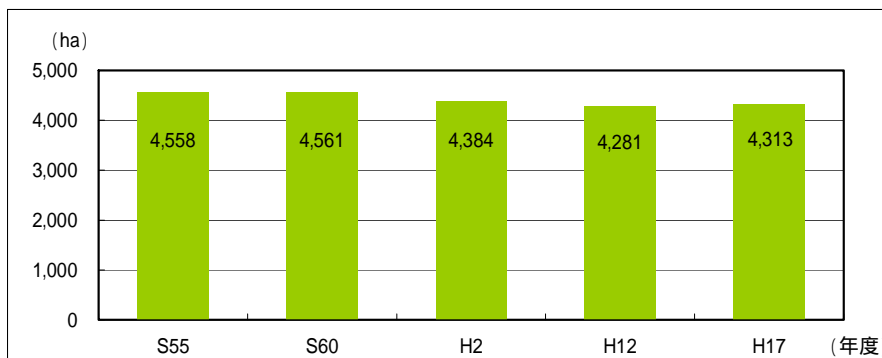
(1) 現況

森林には、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、保水機能の維持や土砂災害の防止、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。

本市の森林は、わずかではありますが減少傾向にあります。

市民を対象としたアンケート調査では、『森林や里山などの緑の豊かさ』に対する満足度が比較的高くなっています。

森林面積の推移



資料：「豊橋市統計書」

(2) 課題

森林の適切な維持管理を推進し、森林の持つ多様な公益的機能の維持・復元に取り組む必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

除間伐の実施により森林の保全と利用を促進するほか、森林教室の開催による保全意識の啓発や、森林管理講座の開催による適正管理の推進を図ります。

基本施策 -2 森林の保全と利用の促進

-2-1) 森林の保全と育成

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	森林保育除間伐推進事業	除間伐を適期に実施し、優良な木材資源の蓄積を図るとともに、立木及び土壌を健全に保ち、森林の公益的機能を充実させる。
2	森林保全意識の啓発	森林教室を開催する等により、市民に森林の持つ公益的機能を知ってもらい、森林保全意識の啓発を図る。
3	森林管理者の教育	山林所有者を対象とした森林管理講座を実施し、自らによる山林管理意識の向上や、技術取得を支援する。
4	水源林地域対策事業	水源地域の森林整備や機能を回復するための事業を支援する。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
森林保育作業の参加者数	56 人 / 年 (H21 年度末)	増加



除間伐作業

基本施策 -3 河川・海岸・ため池の保全

(1) 現況

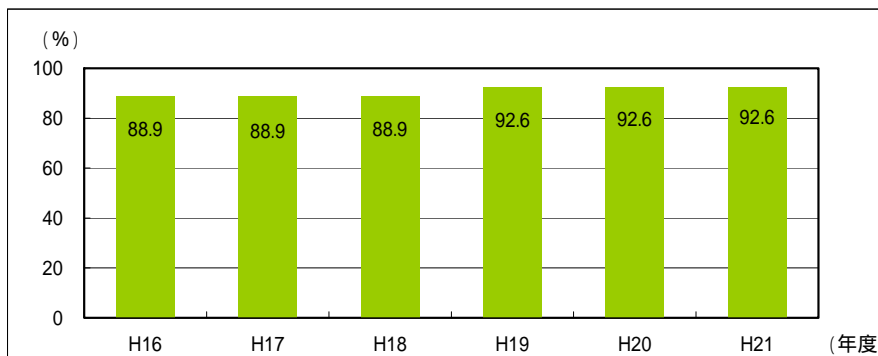
本市を流れる主な河川として、豊川、梅田川、柳生川などが挙げられます。海岸はアカウミガメの産卵地として知られる表浜海岸があります。また、ため池も数多く残されています。

河川・海岸・ため池などの水辺は、人々の憩の場となるとともに、生物の良好な生息・生育環境となっています。

憩の川や憩の池など、利水・治水機能を保持しつつ、環境に配慮した水辺の整備を進めています。

市民を対象としたアンケート調査では、『川や海などの水のきれいさ』に対する満足度が低くなっています。

多自然型河川の整備率の推移



資料：「豊橋市」

(2) 課題

自然生態系を育む水辺を保全するためには、河川や海岸だけでなく、湿地、ため池、水田及び用水路などの多様な水辺環境について保全を図り、連続性を確保する必要があります。河川やため池などを改修する際には、生物に配慮した工法、親水性護岸などを採用し、生物の生息環境に配慮するとともに、市民が気軽に自然とふれあえる水辺空間の整備を進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

護岸の改良、親水施設の設置など生物の生息環境に配慮した整備を進め、河川・海岸・ため池の保全を図ります。

基本施策 -3 河川・海岸・ため池の保全

-3-1) 親しまれる水辺づくり

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	河川改良事業（河川・砂防・護岸工事）	河川環境に配慮し川本来の姿により近づけた「多自然川づくり」を推進する。
2	表浜海岸への車両の乗り入れ規制（再掲）	アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護及び市民が海岸を利用する上での安全性を確保するため、砂浜への車両の乗り入れを規制する。
3	既存施設改良型エコ・コースト事業（再掲）	アカウミガメの上陸産卵しやすい環境の整備と海岸保全の調和を図るため、砂浜の既存消波ブロックを背後に緩傾斜堤として移設改良を行う。
4	干潟再生実験プロジェクト	干潟の重要性を学びながら、水辺環境の創出のための基礎調査を行う。
5	憩の池水辺環境整備事業	ため池本来の利水機能を保持しながら、地域の自然環境に配慮し、水辺空間を活かした整備をすることにより地域住民に憩の場を提供する。
6	ため池維持管理事業	護岸補修や堆積物の浚渫 ^{しゅんせつ} など、ため池の機能保持並びに環境に配慮した整備を行う。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
憩の場を整備したため池数	28 池 (H21 年度末)	29 池

基本施策 -4 農地の保全

(1) 現 況

農地には、自然生態系の物質循環、雨水の浸透・保水などの水循環、都市気象への負荷の軽減、都市における貴重な動植物の生息空間など多様な公益的機能があります。

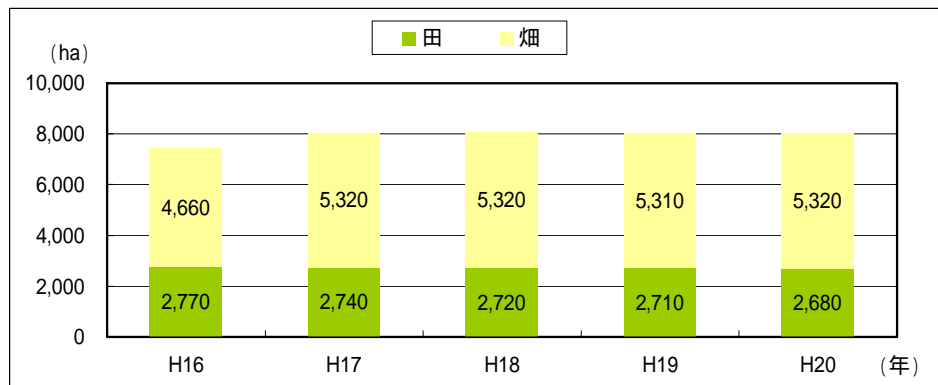
平成 20 年の本市の耕地面積は、約 8,000 ha で畑の占める割合が約 67%となっています。耕地面積は横ばいからやや減少傾向にあります。

環境問題への関心が高まる中、農業の営みと環境との調和など農業の多面的機能の発揮が、更に重視されています。

環境保全型農業*の実践農家の割合は、増加傾向にあります。

農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著となっており、それに起因する農地の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されています。

耕地面積の推移



資料:「愛知県統計年鑑」

(2) 課 題

農地の多様な公益的機能を理解し、保全する必要があります。

環境に配慮した環境保全型農業を推進する必要があります。

農地、農業に対する市民の理解を深め、農産物などの信頼性を確保するとともに、地産地消*などを推進する必要があります。

耕作放棄地の解消と発生抑制及び優良農地の確保を推進する必要があります。



あぐりパーク食彩村

(3) 基本施策の推進に向けた施策

環境と調和した持続的な生産を行う環境保全型農業や、地元農産物を積極的に利用する地産地消などにより、農地の保全を進めます。

基本施策 -4 農地の保全

-4-1) 農地の保全

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	環境保全型農業の推進	耕畜連携によるたい肥利用、農薬の適正利用、環境に優しい農業用資材の普及などを進めるとともに、このような農業者の取り組みが市民等に理解・評価されるよう、エコファーマー [*] の活動を推進する。
2	農業分野へのクリーン技術の導入	農業者や農業関連企業等との連携を促進し、農業分野においてLED照明や太陽光の利用などの二酸化炭素排出量削減につながるクリーン技術の導入を推進する。
3	市民農園の利用促進	市民が農業に親しみ、収穫の喜びや自然にふれあう場として市民農園の利用を促進する。
4	地産地消の推進	ファーマーズマーケット [*] の機能を強化するとともに、事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食等への導入を進める。また、消費者に対して農業への理解と信頼の確保を図る。
5	耕作放棄地（遊休農地）対策	耕作放棄地の復元、再利用による解消や現況調査、農地パトロールによる発生防止を進め、限りある農地の確保と有効活用を推進する。

取り組みの目標（平成32年度末）

項目	実績	目標
環境保全型農業を実践している農家の割合	18.2% (H21年度末)	20%

基本施策 -5 水と緑のネットワークの充実

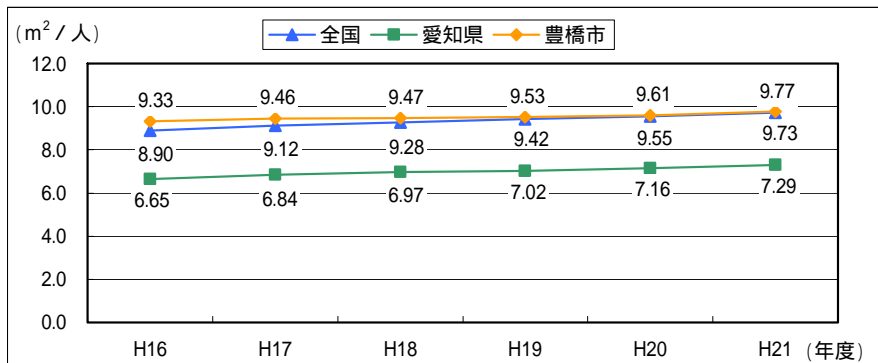
(1) 現況

本市には、約 370 ha の都市公園や緑地があり、市街地における水と緑の拠点となっています。

平成 21 年度の市民 1 人当たりの都市公園面積は、9.77 m²であり、県平均の 7.29 m²及び全国平均の 9.73 m²を上回っています。

市民を対象としたアンケート調査では、『市街地における緑の豊かさ、街なみの美しさ』に対する満足度において、半数以上の市民が「満足」又は「やや満足」と回答しています。

市民 1 人当たりの都市公園面積の推移



資料:「平成21年度末愛知県都市公園の現況について(愛知県ホームページ)」、「平成21年度末都市公園等整備の現況(国土交通省ホームページ)」、「とよはしの環境」

(2) 課題

市街地の緑は、市民の憩いの場として生活に安らぎを与えるとともに、多様な生き物の生息や移動を可能とするなど様々な恩恵をもたらすため、市街地の緑地を保全するとともに、更なる緑化を推進する必要があります。

緑化について、市民や事業者に対する啓発を行い、意識の高揚を図ることで、自発的な緑化活動を促進する必要があります。

市民の憩いの場として、親水性や景観、生態系に配慮した公園整備が必要です。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

都市公園の整備に加え、道路の緑化や公共施設及び民有地の屋上・壁面などの緑化を推進し、河川や幹線道路などの空間を活かした水と緑のネットワークの充実を図ります。

基本施策 -5 水と緑のネットワークの充実

-5-1) 公園・緑地の充実

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	都市公園整備事業	公園整備に求められる景観・防災・レクリエーション・環境保全の機能を合わせ持ち、緑あふれる快適な暮らしが創出できる都市空間を整備する。
2	街路樹等緑化推進事業	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
3	民有地緑化推進事業	都市緑化基金による苗木配布に加え、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、屋上、壁面、駐車場や生垣などの民有地の緑化について助成を行う。
4	保全配慮地区等の指定	市街地内の社寺境内地や斜面に残された樹林地、文化財と一体となった樹林地等について、その保全を視点とした候補地指定を検討する。
5	巨木・名木の保全	100選に指定した巨木・名木の樹勢を回復させるため、土壌改良を行う。
6	園庭・校庭の芝生化の推進	保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化することにより、安全性と快適性の向上を図る。
7	環境にやさしい街路樹・公園樹管理	街路樹や公園樹のパトロールを行い、できるだけ農薬を使わずに捕殺等により管理を行う。
8	環境に配慮した公園の充実	環境に配慮した公園の整備や管理の推進を図る。
9	環境負荷低減に取り組む企業の支援(再掲)	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成する。
10	河川改良事業(河川・砂防・護岸工事)(再掲)	河川環境に配慮し川本来の姿により近づけた「多自然川づくり」を推進する。
11	憩の池水辺環境整備事業(再掲)	ため池本来の利水機能を保持しながら、地域の自然環境に配慮し、水辺空間を活かした整備をすることにより地域住民に憩の場を提供する。

取り組みの目標(平成32年度末)

項目	実績	目標
市民1人当たりの都市公園面積	9.77 m ² (H21年度末)	10 m ²

環境目標 資源を大切にし、循環を基調とする社会環境

基本施策 -1 ごみ減量の推進

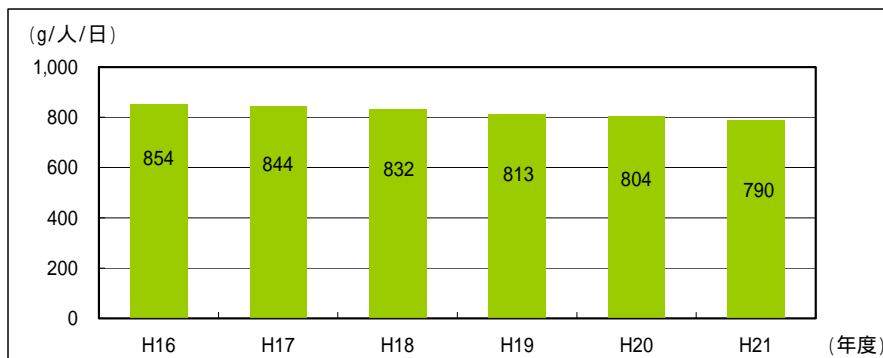
(1) 現況

市民1人が1日出すごみの量は、減少傾向にあります。類似都市の平均と比べ多い状況にあります。

埋立てにより最終処分されるごみの量は、減少傾向にあります。

市民を対象としたアンケート調査では、8割以上の市民がごみとの関わりについて『いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している』又は『多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている』と回答しています。

市民1人が1日出す家庭系ごみの量の推移



資料：「豊橋市」

(2) 課題

ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するとともに、経済的手法*の導入などにより、更なる廃棄物の発生抑制を推進する必要があります。

市民・事業者に対して、ごみ減量の意識が高まるよう、更なる啓発を行う必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

ごみ減量の啓発や経済的手法の導入などにより、ごみの発生を抑えます。また、事業系ごみが適正に処理されるように指導を行うほか、不法投棄への対策を強化します。

基本施策 -1 ごみ減量の推進

-1-1) ごみ減量の推進

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	ごみの減量とリサイクルの啓発	生ごみの水切りの励行によるごみ減量や、リサイクル可能なごみの分別指導の徹底を行う。
2	清掃指導員の委嘱（再掲）	清掃指導員を委嘱し、ごみステーションにおける分別の指導を行うなど、清潔で快適な生活環境づくりと廃棄物の減量を進める。
3	台所ごみ減量容器普及事業	生ごみの自家処理を推進し、ごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚を図るため、生ごみ減量容器を購入する家庭に対して、購入費の一部を助成するほか、電動式生ごみ処理機の体験貸出を行う。
4	事業系一般廃棄物減量化事業	一定規模以上の事業所に対して「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書（減量計画書）」の提出を義務づけ、指導、助言を通して、ごみ減量を促進する。
5	環境にやさしい店登録制度	ごみ減量、リサイクルに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店」として認定する。
6	廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対して行う適正処理に関する指導・監視を強化する。
7	廃棄物の埋立て	廃棄物の埋立てについて、廃棄物総合計画に定める目標値以下に削減する。
8	広域廃棄物最終処分場の確保	近隣市町村・民間事業者との協働による広域廃棄物最終処分場の整備に向けた取り組みを進める。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
市民 1 人が 1 日に出す家庭系ごみの量 （事業所から出るごみを含まない。）	790 g （H21 年度末）	727 g

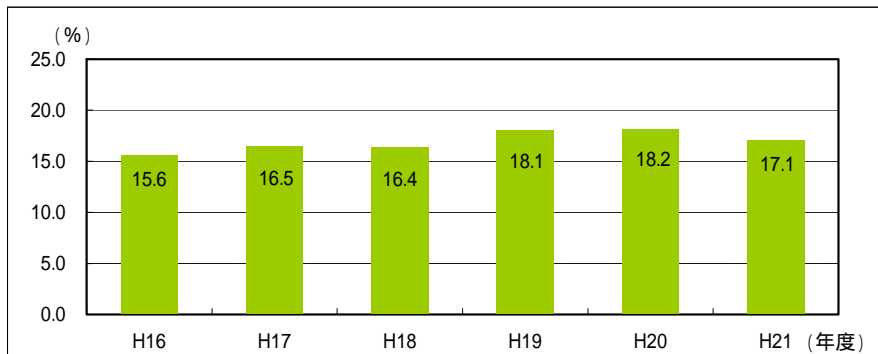
基本施策 -2 リユース・リサイクルの推進

(1) 現況

リサイクル率は増加傾向にありますが、国平均や県平均よりも低い状況にあります。ごみの分別の細分化、焼却施設1・2号炉の有効活用、資源回収の機会拡大、プラスチックリサイクルセンターやリサイクルステーションの稼働などにより、リサイクルされるごみの量は増加傾向にあります。

市民を対象としたアンケート調査では、約7割の市民が日常生活で特に気をつけていることとして『紙や空き缶などのリサイクルに心がける』と回答しています。

リサイクル率の推移



資料:「とよはしの環境」

(2) 課題

ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、更なる資源のリユース・リサイクルを推進する必要があります。

市民や事業者に対して、ごみ分別やリユース・リサイクルの意識が高まるよう、啓発を進めるとともに、取り組みやすいシステムの導入を検討する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

リサイクルステーションの運営や、地域資源回収団体への奨励金交付などにより、資源ごみを適切に回収し、リユース・リサイクルを推進します。また、公園や街路樹から出る剪定枝や、ごみ焼却施設から発生する溶融スラグ*などの有効利用を図ります。

基本施策 -2 リユース・リサイクルの推進

-2-1) リユース(再使用)の推進

-2-2) リサイクル(再生利用)の推進

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	ごみの減量とリサイクルの啓発 (再掲)	生ごみの水切りの励行によるごみ減量や、リサイクル可能なごみの分別指導の徹底を行う。
2	地域資源回収団体奨励事業	ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付し、地域資源回収の活性化を図る。
3	資源回収拠点の充実	古紙回収等の拠点を設置し、資源ごみのリサイクルを推進する。
4	資源ごみ高度分別推進事業	ガラスびん・缶、新聞・雑誌、ペットボトル、プラスチック製容器包装などを資源ごみとして適切に回収し、再資源化を行う。
5	リサイクル工房推進事業	戸別収集又は直接搬入された大きなごみを補修し、展示販売することにより、再使用に対する市民意識の向上を図る。
6	事業系一般廃棄物減量化事業 (再掲)	一定規模以上の事業所に対して「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書(減量計画書)」の提出を義務づけ、指導、助言を通して、ごみ減量を促進する。
7	環境にやさしい店登録制度 (再掲)	ごみ減量、リサイクルに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店」として認定する。
8	緑のリサイクル事業	市内の公園や街路樹などから出る剪定枝等をチップ化し、マルチング材などとして、有効利用を図る。
9	バイオマス資源等の利活用の推進 (再掲)	レストラン等の食品残渣のたい肥化、飼料化など、未利用のバイオマス資源の活用を推進する。また、ホームページで事業者等の提案を募り、事業化への誘導を図る。
10	食用油リサイクルの推進(再掲)	家庭で不用になった食用油の回収と、食用油から再資源化によって作られるバイオディーゼル燃料(BDF)の利用を広く呼びかけるとともに、ダンプカーなどの大型公用車への利用や、農業用機械などへの利用促進に努める。
11	下水汚泥の有効利用 (のんほいユーキ)	下水処理の過程で発生する汚泥を熱風乾燥により粒状化し、普通肥料「のんほいユーキ」として緑農地に還元し資源の有効利用を図る。
12	家畜糞尿処理施設の整備	家畜糞尿処理施設の普及を図るため、地域ぐるみで取り組みや、国・県の補助事業の活用、個人施設における制度資金、リース事業の利用を促進する。
13	残飯等高速発酵処理機の導入	学校給食共同調理場の建替えに合わせ、調理残渣、学校給食の残飯等を処理するために厨芥処理機(残飯等高速発酵処理機)を導入する。
14	溶融スラグの有効利用	焼却施設から発生する溶融スラグを骨材などの土木資材として有効利用する。
15	廃材等のリサイクルの推進	公共施設や道路の建設時に、スラグ材やあいくる材等のリサイクル品を活用する。

取り組みの目標(平成32年度末)

項目	実績	目標
再生家具等の展示・販売会開催数	3回/年 (H21年度末)	増加
リサイクル率	17.1% (H21年度末)	28%

基本施策 -3 環境美化活動の促進

(1) 現 況

本市発祥の環境美化活動である530運動は、環境美化活動の代名詞として全国に広がっています。本市においても、自治会、PTA、事業所などの単位で毎年多くの市民が参加しています。

530運動を推進する組織として、市民・事業者・市（行政）からなる530運動環境協議会が設立され、530運動の普及啓発をはじめ、環境に対する教育活動を実施しています。

地域の清掃活動を率先する清掃指導員が自治会単位で置かれ、ごみステーションにおける分別指導や不法投棄の監視・通報などを行っています。

市民を対象としたアンケート調査では、約5割の市民が望むまちの姿として『ごみの散乱がなく、清潔なまち』と回答しているほか、約4割の市民が市の取り組みに望むこととして『ごみのポイ捨てや不法投棄対策を強化する』と回答しています。



530運動



530運動シンボルマーク

(2) 課 題

ごみのポイ捨てやペットのふん害などについては、マナー改善に向けた意識啓発や地域ぐるみで環境美化に取り組むなど防止に努めるとともに、ごみのポイ捨て禁止の規制化などを検討する必要があります。

ごみの不法投棄に対しては、パトロールの強化などにより対策を進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

市民・事業者の自発的な環境美化活動である530運動を更に推進し、市民・事業者が自ら率先して環境美化に取り組める環境づくりを行います。

基本施策 -3 環境美化活動の促進

-3-1) 530運動の推進

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	530運動の推進と発展	市民と事業者、行政が一体となり、530運動の普及を図り、ごみの発生抑制の啓発、環境美化のための実践活動、環境教育等を推進する。
2	ポイ捨て防止の強化	清潔で美しいまちを保持するため、ポイ捨て防止の強化に向けた施策の推進を図る。
3	清掃指導員の委嘱	清掃指導員を委嘱し、ごみステーションにおける分別の指導を行うなど、清潔で快適な生活環境づくりと廃棄物の減量を進める。
4	不法投棄対策の強化（パトロールの実施）	河川敷、空地などへの廃棄物の不法投棄を防止又は早期発見するため、パトロールを実施する。
5	河川愛護団体の育成	清掃や除草などの河川愛護活動を実施する団体に奨励金を交付する。
6	漁業環境整備事業	漁場の保全のため、地域住民、漁業者と連携して清掃活動を実施する。
7	ペットの飼い主のマナー向上の啓発	ペットの飼い主にふんの放置をしないよう、マナーの向上に向け啓発をする。

取り組みの目標（平成32年度末）

項目	実績	目標
530運動の参加者数	180,000人/年 (H21年度末)	増加

基本施策 -4 水資源の節約と有効利用

(1) 現況

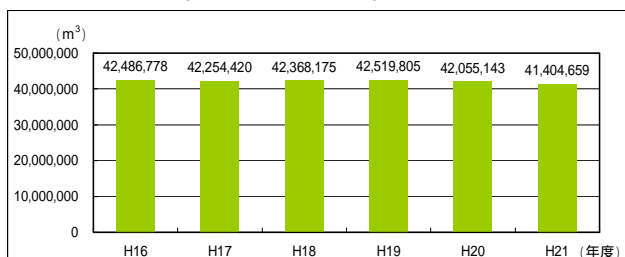
本市の給水普及率は、平成 21 年度末で 99.34%となっており、給水区域内のほぼすべての家庭や事業所で水道水を利用することができます。水道使用量は、ほぼ横ばいとなっています。

雨水貯留槽の設置に対する補助件数は、近年、増加傾向にあり、市民の節水意識も向上していると考えられます。

水源林地域における下刈り、除間伐などを毎年継続して行っています。

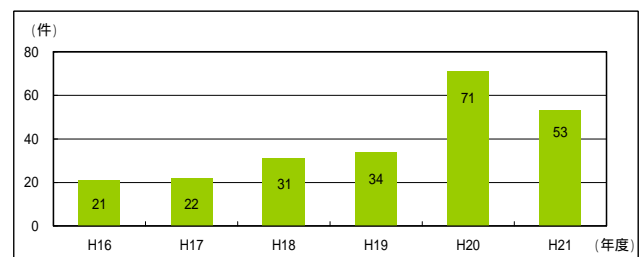
市民を対象としたアンケート調査では、約 5 割の市民が日常生活で気をつけていることとして『風呂の残り湯を洗濯や洗車に使う』と回答しています。

水道使用量（年間有効水量）の推移



資料：「豊橋市統計書」

雨水貯留槽設置補助件数の推移



資料：「とよはしの環境」

(2) 課題

限りある水資源の保全と確保のために、節水への取り組み、雨水や再生水などの有効利用、地下浸透など地下水のかん養を行うとともに、水源林の保全を図り、健全な水循環を構築する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

雨水や再生水の有効利用を図るとともに、水源林の保全や市民・事業者への節水意識の啓発を行い、水資源の保全・節約を図ります。

基本施策 -4 水資源の節約と有効利用

-4-1) 水資源の節約と有効利用

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	雨水貯留槽設置整備事業	雨水貯留槽を設置する市民に対して必要な費用の一部を助成し、水資源の有効利用を図る。
2	浄化槽雨水貯留施設転用事業	浸水対策の向上及び雨水の有効利用を図るため、公共下水道へ接続することにより不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するものに対して必要な費用の一部を助成する。
3	公営住宅や公共建築物での透水性舗装の整備	公営住宅や駐車場等において、透水性のある舗装等を行う。
4	雨水浸透型側溝等の設置	雨水浸透型の側溝等を設置することにより、雨水を地下に還流し自然のサイクルに取り組む。
5	学校における雨水利用	学校の新増設等に合わせ雨水利用設備を設置し、水洗便所の洗浄水、グラウンドへの散水に利用する。
6	環境負荷低減に取り組む企業の支援（再掲）	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成する。
7	総合動植物公園における中水利用	園内の処理水（中水）を、水洗便所や獣舎の洗浄水及び植物のかん水として再利用する。
8	下水処理水の有効利用	下水処理水を湯水時の街路樹のかん水等として再利用する。
9	廃棄物最終処分場における浸出水処理水の有効利用	場内の砂塵防止を図るため、浸出水処理水を通路部分への散水として再利用する。
10	ごみ焼却施設におけるプラント排水の有効利用	プラント排水を施設冷却水などとして循環再利用する。
11	給食共同調理場のドライシステム化	学校給食共同調理場の建替えに合わせ、ウェットシステム方式から、衛生管理に優れ節水効果のあるドライシステム方式に切り替えていく。
12	水源林地域対策事業（再掲）	水源地域の森林整備や機能を回復するための事業を支援する。
13	節水の啓発	市民・事業者に対し節水を行うように啓発し、節水意識の高揚を図る。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
雨水貯留槽設置補助件数	376 件 (H21 年度末)	増加

環境目標 健全で快適な生活環境

基本施策 -1 大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止

(1) 現況

本市では、大気中の二酸化硫黄濃度などの状況を常時監視しています。平成 21 年度については、光化学オキシダント以外の項目はすべて環境基準*を達成しています。

有害大気汚染物質であるベンゼンなどについては、毎年、3 測定局で調査を行っており、いずれも環境基準を達成しています。

光化学オキシダントによる光化学スモッグ*予報・注意報の発令件数が、増加傾向にあります。

大気環境におけるダイオキシン類については、調査を開始して以来、すべての地点で環境基準を達成しています。

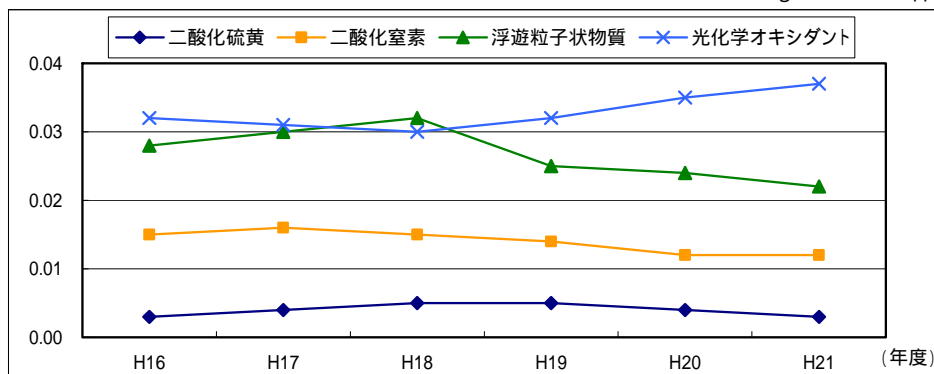
ばい煙発生施設の排出基準については、ほとんどの工場・事業場で適合していますが、老朽化した施設の改善が進んでいないものもあります。

本市では、毎年、騒音・振動の調査を行っています。平成 21 年度における環境騒音（一般地域）は、12 地点の調査のうち 9 地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。自動車騒音については、幹線道路沿いの 6 地点で調査を行い、昼夜ともに環境基準を達成した戸数の割合は、92.6%となっています。

市民を対象としたアンケート調査では、『空気のきれいさ、さわやかさ』に対する満足度が高くなっています。

大気汚染常時監視物質濃度（年平均値）の推移

単位：浮遊粒子状物質=mg/m³ その他=ppm



注) 二酸化窒素の値は、自動車排ガス局を除く。

資料：「とよはしの環境」

平成 21 年度 自動車騒音調査結果

No.	道路名	測定地点	環境基準達成戸数(戸)			調査区 間内全戸 数(戸)	環境基準達成率(%)		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
	一般国道1号	豊橋市三ノ輪町字本興寺	498	406	406	499	99.8	81.4	81.4
	一般国道1号	豊橋市下地町字瀬上	63	59	59	67	94.0	88.1	88.1
	一般国道259号	豊橋市富本町字国隠	383	383	383	384	99.7	99.7	99.7
	豊橋港線	豊橋市東脇	785	894	785	896	87.6	99.8	87.6
	東赤沢植田線	豊橋市富士見台	141	142	141	142	99.3	100.0	99.3
	豊橋環状線	豊橋市花田町小松	507	508	506	509	99.6	99.8	99.4

(2) 課 題

大気環境などで環境基準を達成しない項目があり、これらの改善に向けた一層の取り組みが必要です。

大気汚染の常時監視と有害大気汚染物質の調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、低公害車の普及促進や公共交通の利用促進、自動車使用の抑制などにより、大気環境の保全を図る必要があります。

平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質についての監視体制を早急に整備する必要があります。

環境基準が達成されていない光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(NO_x)や炭化水素(HC)を更に削減するとともに、工場などの固定発生源からの揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減する必要があります。

環境騒音、自動車騒音、道路交通振動などの騒音・振動調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、環境基準の達成に向けて騒音・振動を抑制する取り組みが必要です。

問題が顕在化していない悪臭については、現状を維持するとともに、今後も監視を続けていく必要があります。

従来の産業型公害に加え、生活騒音などによる都市型公害に適切に対応していく必要があります。

ダイオキシン類の発生抑制や有害化学物質の使用抑制・適正管理などを図るとともに、有害化学物質などによる新しい環境問題にも適切に対応していく必要があります。

工場・事業場への立入調査などを通じて、汚染の未然防止策を十分に実施するよう、指導啓発する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

大気汚染測定局による大気の常時監視や、発生源となる工場などの監視及び指導を行うほか、市民・事業者に対してアイドリング・ストップ運動、電気自動車の普及促進など大気汚染防止の普及啓発を行います。

基本施策 -1 大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止

-1-1) 環境監視体制の充実(大気、騒音等)

-1-2) 発生源対策・啓発の推進(大気、騒音等)

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	大気汚染常時監視調査	大気汚染の状況を適切に把握するため、規制に対応した効率的な常時監視体制の整備を進める。
2	有害大気汚染物質調査	有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査を行う。
3	ダイオキシン類環境調査	大気環境、水環境、土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行う。
4	工場・事業場の監視・指導(大気)	大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の監視・指導を行う。
5	アスベストの飛散の防止	工事現場等からアスベストが飛散することのないように、現場の監視等を行う。また、既存建築物の吹付けアスベストの分析調査や除去等にかかる費用の一部を助成する。
6	環境騒音の実態調査	住居系地域や幹線道路等において、環境騒音の調査を行う。
7	公害防除施設整備事業	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等による公害を防除する施設を設置する事業者に対して設置費の一部を助成する。
8	公害防止協定の締結	地域住民の快適かつ良好な生活環境を保全するため、臨海部進出企業等と公害防止協定を締結する。
9	大気汚染防止の啓発	広報やポスター、パンフレット等を通じ、大気汚染防止の啓発に努める。
10	不法焼却(野焼き)禁止の徹底	廃棄物の不法焼却(野焼き)を防止するため、指導・啓発を強化する。
11	化学物質の適正管理	PRTR 制度*により事業者の化学物質の管理改善を促進するとともに、関係機関との連携を強化し、化学物質による環境リスクの低減を図る。
12	アイドリング・ストップ運動	市民・事業者に、広くアイドリング・ストップ運動の普及啓発を行い、大気汚染や地球温暖化の防止を図る。
13	電気自動車等普及促進事業(再掲)	電気自動車、急速充電器等を導入・使用するものに対して、その経費の一部を助成する。

14	道路や交差点の改良（再掲）	道路整備や交差点改良等により、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガス排出を抑制する。
15	国道・県道における騒音対策	自動車騒音調査に基づき、国道1号線等の国道や、県道の自動車騒音の著しい場所においては、国や県へ必要に応じて道路構造改善などの要望を行う。
16	飲食店等の深夜営業騒音防止の指導・啓発	飲食店等の深夜営業騒音を防止するため、パトロールや新規出店者に対する騒音規制等の説明等を行う。

取り組みの目標（平成32年度末）

項目	実績	目標
環境基準達成率（大気）	93.3% （H21年度末）	増加
工場・事業場への大気浄化啓発件数	54件/年 （H21年度末）	増加



交通の様子



調査測定風景

基本施策 -2 水環境及び土壌・地盤環境の保全

(1) 現況

本市では、毎年、河川、海域などの公共用水域及び地下水の水質調査を行っています。公共用水域には、人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム、鉛、六価クロムなどの有害物質）が設けられています。平成 21 年度は、河川 30 地点、海域 4 地点、池 7 地点で調査を行い、すべての調査地点で環境基準を達成しています。

豊川、豊川放水路、梅田川及び佐奈川には、生活環境の保全に関する環境基準（pH、BOD、DO、SS など）が設けられています。これらの河川において水質の汚れの程度を表す代表的な指標である BOD についてみると、概ね環境基準を達成しています。梅田川については、平成 15 年度以降 7 年連続して環境基準を達成しています。

三河湾は、生活環境の保全に関する環境基準（pH、COD、DO、T-N、T-P）が設けられており、4 地点で調査を実施しています。水質の汚れの程度を表す代表的な指標である COD についてみると、C 類型地点（二十間川沖、神野ふ頭、木材港）では環境基準を達成していますが、B 類型地点（新西浜沖）では達成していません。

工場・事業場の排水の監視を行っています。汚水処理施設の老朽化などにより、排水基準等を超過するものがあり、施設の改善指導を実施しています。

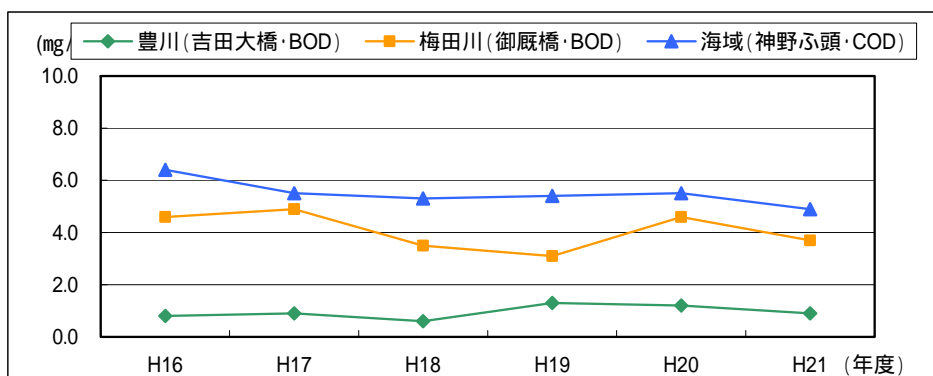
地下水については、平成 21 年度は 8 地点で調査を実施した結果、7 地点で環境基準を達成しましたが、1 地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過しました。

河川、海域、地下水及び土壌におけるダイオキシン類については、調査を開始して以来、すべての地点で環境基準を達成しています。

本市の下水道普及率は、大岩・二川地区の汚水管渠整備が進捗し、平成 21 年度末には 78.8% となっています。

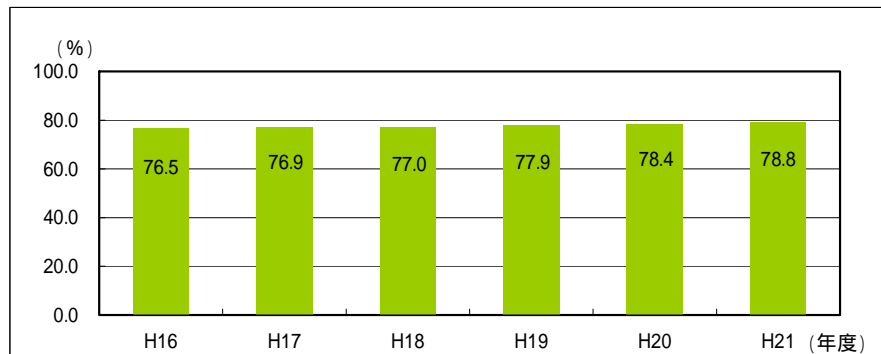
市民を対象としたアンケート調査では、『水のおいしさ、安全性』に対する満足度は高い一方、『川や海などの水のきれいさ』に対する満足度は低くなっています。

河川・海域の水質（75%水質値）の推移



資料:「とよはしの環境」

下水道普及率の推移



資料:「豊橋市」

(2) 課題

河川、海域などの調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、COD の環境基準が達成できていない地点については、閉鎖性海域における環境改善のための取り組みを推進する必要があります。

本市の河川水域や三河湾海域の良好な水質を確保するため、計画的な公共下水道整備を推進するとともに、接続率の向上にも取り組む必要があります。整備区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などにより、水質汚濁の防止と衛生的な污水处理の推進が必要です。

地下水の水質調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、地盤沈下を防止するため、地下水の適切な利用を進める必要があります。

家庭排水による水質汚濁を低減するため、家庭でできる日常的な取り組みを啓発し、市民生活レベルでの水質改善対策を進めることが必要です。

工場・事業場への立入調査などを通じて、汚染の未然防止策を十分に実施するよう、指導啓発する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

公共用水域及び地下水の水質監視調査や、有害化学物質の調査などを行うほか、公共下水道の整備、合併処理浄化槽への転換の推進、環境イベントなどを通じた生活排水対策の啓発などを行います。

基本施策 -2 水環境及び土壌・地盤環境の保全

-2-1) 環境監視体制の充実(水質等)

-2-2) 発生源対策・啓発の推進(水質、土壌等)

-2-3) 生活排水処理の充実

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	公共用水域の水質監視調査	公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を把握するため、水質監視を行う。
2	有害化学物質の調査(水質、地下水等)	公共用水域や地下水等における有害化学物質の実態調査を行う。
3	地下水の水質監視調査	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、地下水の水質監視を行う。
4	ダイオキシン類環境調査(再掲)	大気環境、水環境、土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行う。
5	工場・事業場の監視・指導(水質、地下水・土壌)	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の監視・指導を行う。
6	公害防除施設整備事業(再掲)	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等による公害を防除する施設を設置する事業者に対して設置費の一部を助成する。
7	公害防止協定の締結(再掲)	地域住民の快適かつ良好な生活環境を保全するため、臨海部進出企業等と公害防止協定を締結する。
8	三河湾浄化の推進	三河湾の浄化を進めるため、協議会の活動を通じて国への浄化対策要請及び実践活動の推進を継続的に行う。
9	生活排水対策の啓発	生活排水対策について、広報やインターネット、環境イベントや、講習会などを通じた啓発を行う。
10	地下水保全対策の推進	地下水利用者(団体及び個人)を会員とする協議会と連携し、水源の保全及び地下水の適正かつ合理的な揚水管理等を行う。
11	豊川流域自治体との連携	豊川の流域自治体との連携により、三河湾の水環境を保全するための事業を実施する。

12	家畜糞尿処理施設の整備（再掲）	家畜糞尿処理施設の普及を図るため、地域ぐるみで取り組みや、国・県の補助事業の活用、個人施設における制度資金、リース事業の利用を促進する。
13	公共下水道事業	公共下水道第8次拡張事業（平成23～27年度）に基づき事業を推進する。
14	合流式下水道の改善	大雨の時に、汚水の一部が河川へ放流されるため、水質や水辺環境の保全に向けた改善対策を進める。
15	下水道接続の促進（水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給）	下水道への接続を促進するため、水洗便所へ改造する際に工事資金の融資あっせんを受けた場合に、当該利子を全額補助する。
16	下水道接続の促進（宅地内汚水ポンプ設備設置費補助）	下水道への接続を促進するため、低地や水路等が障害となり排水が困難な場合に、ポンプ設備の設置費等について補助する。
17	下水道接続の促進（私道共同排水設備設置費補助）	下水道への接続を促進するため、狭あいな私道において下水道管が施設できない場合に、共同で排水設備を設置した工事費について補助する。
18	下水の高度処理	下水処理水の水質をより良くするため、下水道終末処理場の施設及び運転方法を改善する。
19	特定環境保全公共下水道事業	市街化調整区域における下水道として整備を進める。
20	農業集落排水事業	市街化調整区域における汚水処理施設として整備を進める。
21	合併処理浄化槽設置整備事業	公共下水道、地域下水道の整備されていない地域等において、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対して、設置費の一部を助成する。
22	浄化槽の適切な管理の推進	浄化槽の機能を維持するために、適切な維持管理の啓発を行う。

取り組みの目標（平成32年度末）

項目	実績	目標
環境基準達成率（水質）	90.6% （H21年度末）	増加
工場・事業場排水検査件数	240件/年 （H21年度末）	増加
下水道普及率 （公共下水道、地域下水道合計）	78.8% （H21年度末）	82.3%

基本施策 -3 ゆとりある生活空間の創出

(1) 現 況

本市は、水と緑に恵まれた市街地を、郊外の豊かな自然や農地が囲んでおり、地域ごとに特徴的な景観が形成されています。

市街地は、豊橋駅周辺の商業地を中心に、周辺部に向かってゆとりある住宅地が広がり、臨海部をはじめとした工業地とのすみ分けがなされ、良好な都市環境の形成が進められています。

本市には、約 370 ha の都市公園や緑地があり、緑豊かで良好な都市景観の形成と市民の余暇利用に寄与しています。

良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業などにより、安全で快適な住環境の整備が進められています。

こちよ景観を形成するため、景観形成地区の制度によるまち並み整備や景観に配慮した公共事業が進められています。

市民を対象としたアンケート調査では、『市街地における緑の豊かさ、街なみの美しさ』に対する満足度において、半数以上の市民が「満足」又は「やや満足」と回答しています。また、約 3 割の市民が望むまちの姿として『快適に歩ける歩道や散歩道、よく利用できる公園があるまち』と回答しています。



シンボルロード（くすのき通り）

(2) 課 題

公園整備など市街地の緑化や水辺の整備により、自然とふれあえる憩の場の創出を進める必要があります。

こちよく感じられる都市空間を創出するため、地域資源を活かしながら周辺環境と調和した良好な景観形成を推進する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

景観に配慮した公共事業の推進などにより、水と緑に包まれたうるおいのある美しい都市空間の形成を図ります。

基本施策 -3 ゆとりある生活空間の創出

-3-1) うるおいのある美しい都市空間の形成

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	まちづくり景観推進事業	景観形成地区の制度によるまち並み景観整備や景観に配慮した公共事業の実施により、調和のとれた美しい景観形成を図る。
2	地区計画制度による環境整備	一定の区域を対象に土地利用や建築物などに関する基準を定め、良好な地区環境の形成を図る。
3	土地区画整理事業	健全な市街地として整備すべき区域について、宅地と公共施設の一体的な整備を行い、道路や公園などの整備改善と宅地の利用増進を図る。
4	都市公園整備事業（再掲）	公園整備に求められる景観・防災・レクリエーション・環境保全の機能を合わせ持ち、緑あふれる快適な暮らしが創出できる都市空間を整備する。
5	街路樹等緑化推進事業（再掲）	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
6	民有地緑化推進事業（再掲）	都市緑化基金の苗木配布に加え、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、屋上、壁面、駐車場や生垣などの民有地の緑化について助成を行う。
7	コンテナ花壇の設置	歩道やポケットパークなどにコンテナ花壇を設置する。
8	光害対策ガイドラインの活用と啓発	公共施設におけるライトアップの自粛のほか、市民・事業者に対してライトダウンの呼びかけなどを行い、美しい夜空・星空等に配慮するよう促す。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
景観形成地区の景観に配慮された建築工事等の件数	192 件 (H21 年度末)	増加

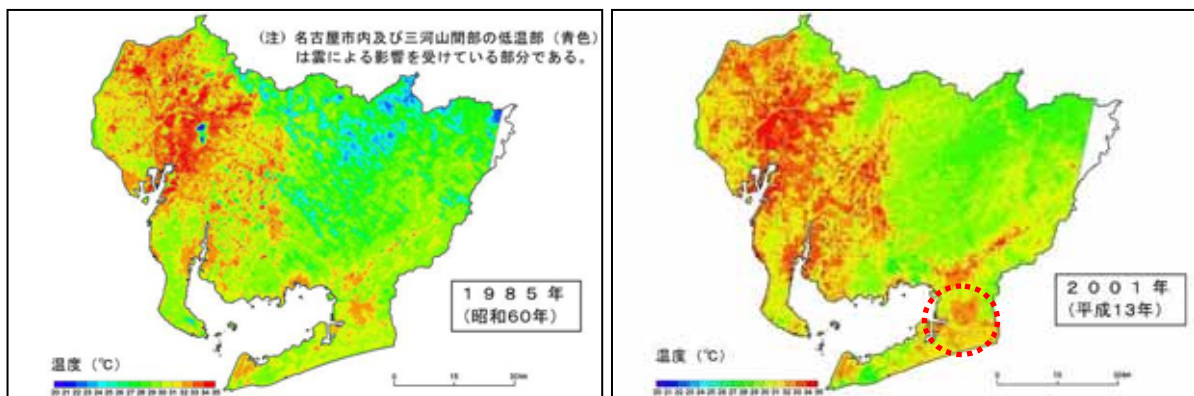
基本施策 -4 ヒートアイランド対策の推進

(1) 現況

ヒートアイランド*の主な発生要因は、都市化による緑地の減少やエアコンなどの人工的な排熱といわれています。

本市の市街地の気温は、郊外と比較して1.5～2.0 程度高くなっており、ヒートアイランド現象がみられます。

愛知県内の地表面温度分析の経年比較



資料：愛知県ヒートアイランド緩和対策マニュアル

(2) 課題

本市におけるヒートアイランドの状況を把握する必要があります。

水と緑のネットワークを形成することで風通しをよくなり、暑熱環境の緩和に貢献する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

街路樹の整備、公共施設の屋上緑化・壁面緑化などの都市緑化を推進するほか、市民・事業者に対してヒートアイランド対策に関する啓発を行います。

基本施策 -4 ヒートアイランド対策の推進

-4-1) ヒートアイランド対策の推進

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	街路樹等緑化推進事業（再掲）	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
2	緑のカーテンの普及啓発	市庁舎等において緑のカーテン [*] を設置し、温室効果ガスの排出抑制と市民や事業者への啓発及び環境問題を考えるきっかけ作りを目指す。
3	学校への緑のカーテンの設置（再掲）	小中学校において緑のカーテンを設置し、夏季の空調稼働や教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑の成長を身近に観察することにより、地球環境問題などの環境問題を考えるきっかけをつくる。
4	園庭・校庭の芝生化の推進（再掲）	保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化することにより、安全性と快適性の向上を図る。
5	屋上緑化・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化や壁面緑化を推進するほか、市民・事業者への啓発を行う。
6	屋根面・壁面への高反射率塗装の推進	屋上緑化が困難な施設等において、屋根面や壁面に高反射率塗装 [*] を施すほか、市民・事業者への啓発を行う。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
公共施設における緑のカーテン設置箇所数	28 箇所 (H21 年度末)	増加



緑のカーテン



屋上緑化

環境目標 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境

基本施策 -1 環境に関する教育啓発の推進

(1) 現況

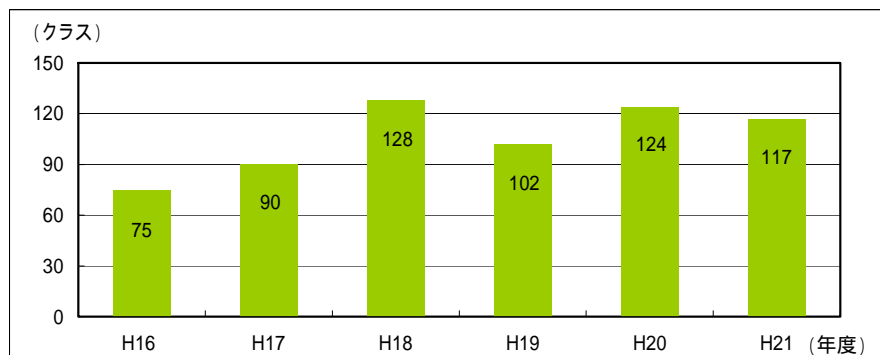
環境学習として、ごみの減量、地球温暖化、水の大切さなどをテーマとした訪問授業や出前講座などを開催しており、実施数は年々増加傾向にあります。

環境フェスタを開催するなど、市民の環境への意識を啓発する機会を設けています。

本市には、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の3つの大学があり、先端的な工学技術、環境保全に関する技術、地域の歴史や経済などに関する研究・教育が行われており、科学、歴史、文化に関して情報の蓄積が高い地域といえます。

市民を対象としたアンケート調査では、市の環境への取り組みとして望むことに『環境教育や啓発のための事業を実施する』や『環境についての情報を集めて、広報誌などで紹介する』の回答が2割前後と、多いとは言えないものの前回調査（平成17年）より増加しています。

環境に関する訪問授業の実施クラス数の推移



資料：「豊橋市」

(2) 課題

子どもから大人まであらゆる世代に対して、環境学習の機会を増やし、内容の充実を図る必要があります。

多くの市民が興味を持ちやすい内容から、徐々に実践的な取り組みに移行できる環境学習の展開が必要です。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

各分野での訪問授業や出前講座、教職員を対象とした研修などを通じ環境教育を推進します。また、環境イベントの開催や環境家計簿*の配布などによる市民の意識啓発に努めます。

基本施策 -1 環境に関する教育啓発の推進

-1-1) 環境教育の推進

-1-2) 環境保全の意識啓発

(4) 具体的な取り組み

	事業名	取り組みの内容
1	各分野での訪問授業や出前講座の実施	学校や地域における環境学習への取り組みの支援として、市職員や専門的な知識を持った講師を派遣し、環境教育を推進する。
2	生涯学習市民大学「トラム」の実施	環境に関連した内容を盛り込み、市民の自主的な環境に対する取り組みを促す講座を実施する。
3	教職員研修の実施	学校における環境教育を積極的に推進するため、教職員への研修を実施する。
4	資源化センターにおける環境教育の推進	資源化センター及びプラスチックリサイクルセンターの見学会の充実のほか、リサイクルプラザにおける体験学習ビデオの放映を行う。
5	食品の安全・安心を通じた環境教育	スローフードフェスティバルや地産地消ツアー等のイベントを開催し、食品の安全・安心を通じた環境教育を推進する。
6	地産地消の推進（再掲）	ファーマーズマーケットの機能を強化するとともに、事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食等への導入を進める。また、消費者に対して農業への理解と信頼の確保を図る。
7	河川愛護教育啓発の推進	身近な自然である川の大切さを理解してもらうための教育啓発を推進する。
8	「母なる豊川」活動の推進	地域との連携を図りながら、豊川にふれ、豊川から学ぶ各学校の取り組みを支援する。
9	木の香る学校づくり推進事業	市内の小学校6年生の教室に、東三河産木材を使用した机・椅子を導入し、森と緑が有する環境保全・災害防止等の機能の学習や、森林や環境を大切にする意識の啓発を行う。
10	学校への緑のカーテンの設置	小中学校において緑のカーテンを設置し、夏季の空調稼働や教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑の成長を身近に観察することにより、地球環境問題などの環境問題を考えるきっかけをつくる。
11	定期的・継続的な情報提供による啓発	広報とよはしやホームページなどで、定期的かつ継続的に環境に関する情報を発信し、市民・事業者への啓発を行う。

4 目標の達成に向けた施策

12	環境イベントの開催	環境の保全に関する各種イベントの開催を通して、様々な情報を提供するとともに、民間団体や市民グループの活動を促進し、市民の意識の高揚を図る。
13	環境関連図書資料の紹介	図書館において、環境月間などに合わせて「環境」をテーマとする特設コーナーを設置し、関連する図書資料を紹介する。
14	環境ポスターコンクール等の開催	小中学生を対象とした環境ポスターコンクールや標語コンテストを開催し、環境への意識高揚を図る。
15	エコキッズサーキットの開催	親子を対象に、廃油を使ったキャンドル作りなどのリサイクル体験や工場見学、環境クイズによる環境学習を通じて、子どもの環境への意識を高める。
16	自由研究展の開催	身近な生き物や自然をテーマにした自由研究を募集し、小中学生の自然への関心を高める。また、テーマや研究方法の相談に応じる。
17	環境家計簿の配布	環境家計簿のホームページ掲載や、エコファミリー世帯への配布などにより、市民の環境意識の高揚を図る。
18	水源地をめぐる旅の実施	市民を対象に、ダムなどの水利施設や間伐施行地を見学し、森林や水に関心と理解を深める。
19	浄水場施設の開放	水道週間（6/1-6/7）中に小鷹野浄水場及び多米配水場の施設開放を実施し、水資源の有効利用と節水意識の向上を図る。
20	エコカーレース事業補助の実施	環境に配慮した車社会の在り方を考え、ものづくりの心を育て、生活が与える環境への負荷を認識するため、エコカーレースの開催を支援する。
21	消費者展等における啓発の推進	消費者展を開催し、消費者団体による省エネや食に関する啓発コーナーを設ける。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
地球温暖化対策出前講座の実施回数	5 回 / 年 (H21 年度末)	増加
環境イベントの参加者数	10,000 人 (H21 年度末)	増加



環境フェスタ



「清掃に関する作品展」ポスター展示



エコキッズサーキット

基本施策 -2 環境保全活動の推進

(1) 現 況

市と NPO・地域コミュニティ団体との協働事業数は、増加傾向にあり、協働の気運は高まっています。

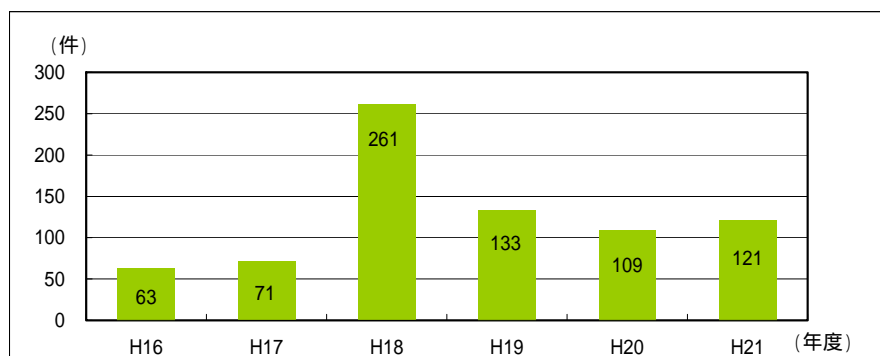
本市には、森林活動の保全、河川環境の保全、野生生物の保護などに取り組む大小様々な市民活動団体があり、自らあるいは事業者や行政と連携して、調査研究、教育啓発などの実践活動を行っています。

自治会においては、日頃からごみステーションの管理や町内の清掃など地区の環境保全に取り組んでいます。また、自治会のみならず、各学校の PTA や事業者など多くの団体が、530運動や資源回収などの環境保全活動を行っています。

豊橋技術科学大学を中心とした地元大学と地域企業との産学官連携を推進しています。

市民を対象としたアンケート調査では、自身が参加できる取り組みとして、『環境をよくするための団体での活動』や『環境をよくする団体への協力や支援』と回答した市民は1割前後と少ないものの、前回調査（平成17年）より増加しています。

市と NPO・地域コミュニティ団体との協働事業数の推移



資料：「豊橋市」

(2) 課 題

市民生活に密着した環境保全活動について、活動成果や活動情報の提供を充実させることで、より多くの市民が参加できる環境づくりを推進することが必要です。

環境保全活動を展開するうえで、市民・事業者の参加を促し、協働して事業を進める必要があります。さらに、環境保全活動に取り組む市民活動団体に対して支援を行う必要があります。

地域での自発的な環境保全活動を促進するためには、地域における連帯意識を生み出すようなコミュニケーションの場や機会をつくることが重要です。

広域的な課題については、本市だけでなく国、県及び近隣市町村の多様な主体と連携して取り組む必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

市民活動団体の交流拠点の充実など、環境の保全に関する自発的な活動を支援する環境づくりを行うとともに、多様な主体と協働して環境保全活動に取り組みます。

基本施策 -2 環境保全活動の推進

-2-1) 市民・事業者との協働

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	市民活動・ボランティアの連携	市民活動団体の相互交流や情報交換、市民に対する情報提供ができる環境づくりを進めるとともに、その活動を支援する。
2	河川愛護団体の育成（再掲）	清掃や除草などの河川愛護活動を実施する団体に奨励金を交付する。
3	環境 NPO ネットワークの推進	環境の保全に関する様々な非営利民間団体の自発的な活動を促すため、相互の連携や情報の交流を図る。
4	豊橋サイエンスコアとの連携	豊橋サイエンスコアを活用するなかで、地域企業の環境に対する意識の向上や大学などの研究機関との連携を図り、環境保全への取り組みを推進する。
5	530 運動の推進と発展（再掲）	市民と事業者、行政が一体となり、530 運動の普及を図り、ごみの発生抑制の啓発、環境美化のための実践活動、環境教育等を推進する。
6	地域資源回収団体奨励事業（再掲）	ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付する。
7	三河湾浄化の推進（再掲）	三河湾の浄化を進めるため、協議会の活動を通じて国への浄化対策要請及び実践活動の推進を継続的に行う。
8	漁業環境整備事業（再掲）	漁場の保全のため、地域住民、漁業者と連携して清掃活動を実施する。
9	市民協働による公園整備と管理	公園整備や管理に当たり、市民と協働で計画策定や美化活動などを行う。
10	環境保全活動に関する顕彰制度の充実	環境保全活動に積極的に取り組む市民・市民団体・事業者の顕彰制度の充実を図る。

取り組みの目標（平成 32 年度末）

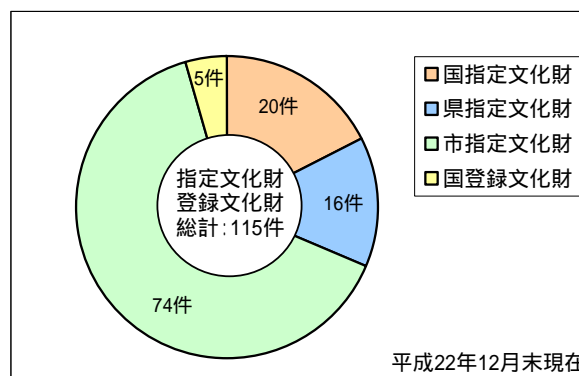
項目	実績	目標
地域資源回収実施団体数	351 団体 / 年 (H21 年度末)	増加

基本施策 -3 文化の継承と活用

(1) 現況

本市では、石巻山石灰岩地植物群落が国の天然記念物に、葦毛湿原や高師小僧、龍源院のお葉付公孫樹が県の天然記念物に、ナガバノイシモチソウ自生地や春日神社の槇などが市の天然記念物に指定されています。また、遺跡や古墳、由緒ある寺院や神社なども数多く現存しており、国・県・市の指定文化財及び国の登録文化財はあわせて115件に上ります。自然史博物館、総合動植物公園、二川宿本陣資料館、地下資源館、美術博物館、図書館などの施設では、地球の歴史や生物、郷土の歴史や文化について学ぶことができます。市民を対象としたアンケート調査では、『天然記念物や文化財、史跡などの保存と活用』に対する満足度で「満足」又は「やや満足」と回答した市民が約6割と、比較的高くなっています。

国・県・市の指定文化財、登録文化財件数



(2) 課題

郷土の歴史的遺産や伝統文化を再認識し、保存・継承に努めるとともに、資料や情報の収集・集積を進め、市民が文化にふれる機会の拡大を図る必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

天然記念物や史跡、伝統芸能などの貴重な文化財を保存するとともに、教育文化施設の整備を推進し、自然や将来世代を思いやる意識の醸成を図ります。

基本施策 -3 文化の継承と活用

-3-1) 文化財保護活動の推進

-3-2) 教育文化施設の充実

(4) 具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	文化財調査事業	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前の発掘調査を行うとともに、文化財指定に伴う調査、指定文化財の保護対策、修理のための調査等を行う。
2	文化財保護啓発事業	市内に所在する文化財を保護し、後世に継承するため、文化財指定を行うとともに、指定した文化財の適切な保存修理等を行う。
3	天然記念物への指定	文化財保護条例の規定に基づき、天然記念物のうち市にとって重要なものを市指定天然記念物に指定して保護していく。
4	伝統芸能の保存	豊橋素人歌舞伎保存会に対して補助金を助成し、伝統芸能の保存や後継者の育成を推進する。
5	無形民俗文化財の保存	吉田文楽保存会に対して補助金を助成し、市指定の無形民俗文化財の保存、振興に努める。
6	伝統文化の保存	全国凧揚げ大会開催事業に対して補助金を助成し、伝統文化の保存、継承に努める。
7	自然史博物館の整備・充実	科学教育の振興につながる事業を展開し、展示室等の整備を行う。
8	総合動植物公園の整備・充実	動物園、植物園等の魅力をより一層高めるため、計画的な整備・改修を行うとともに、来園者に喜ばれる展示やイベントの開催に努める。

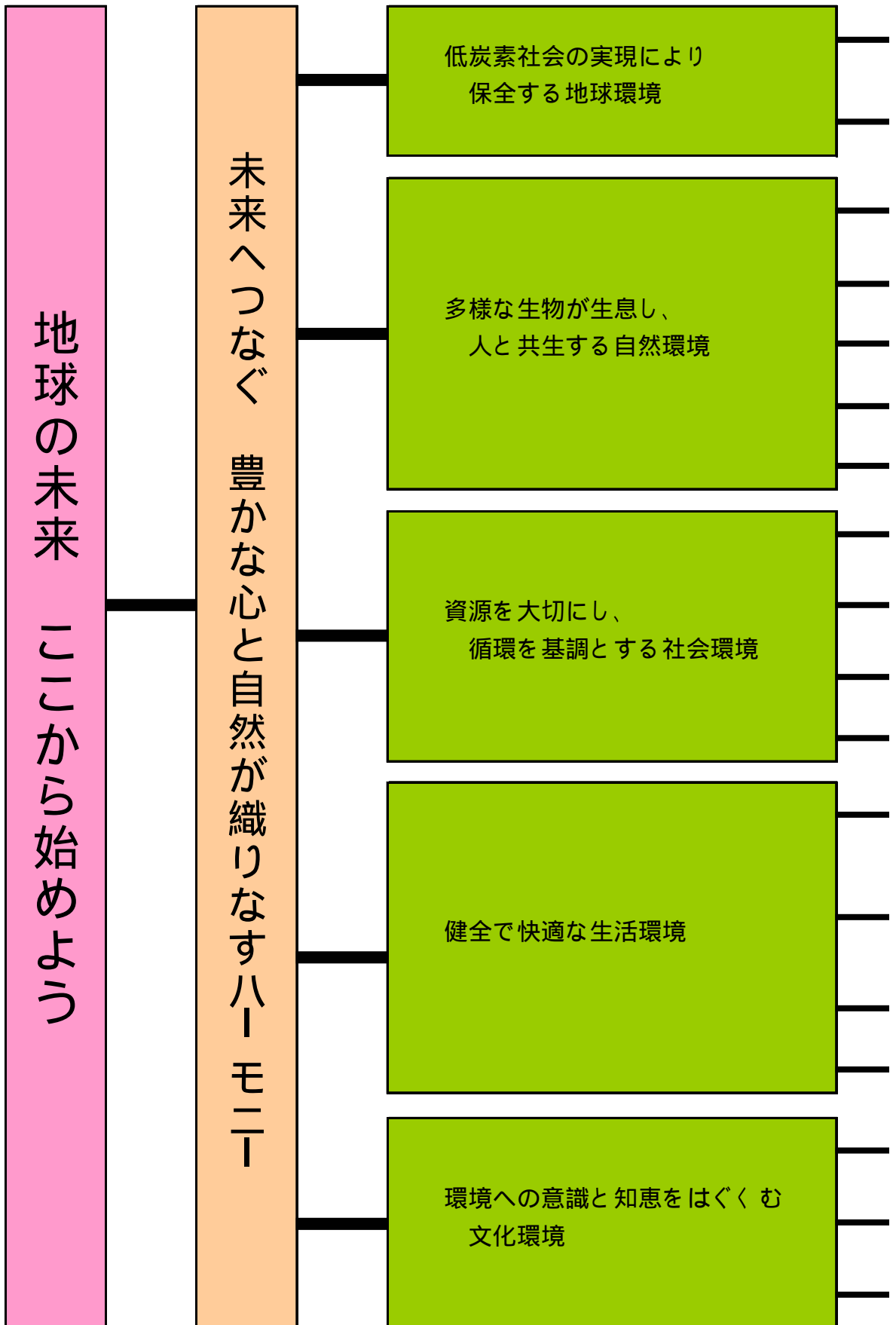
取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	実績	目標
文化財関連イベント・展覧会等の参加者数	61,840 人 (H21 年度末)	増加
教育文化施設 1 日当たりの利用者数	4,241 人 (H21 年度末)	増加

基本理念

環境像

環境目標



基本施策

施策

